

令和8年2月定例会

厚生委員会資料
(子ども未来部)

秋田市乳児等通園支援事業の設備および運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>目次 (略)</p> <p>第1条～第10条 (略)</p> <p>(職員の知識および技能の向上等)</p> <p>第11条 <u>乳児等通園支援事業所</u>の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識および技能の修得、維持および向上に努めなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>第12条および第13条 (略)</p> <p>(虐待等の禁止)</p> <p>第14条 <u>乳児等通園支援事業所</u>の職員は、利用乳幼児に対し、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1)および(2) (略)</p> <p>(3) 利用乳幼児の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、他の利用乳幼児による前2号又は次号に掲げる行為の放置その他の<u>乳児等通園支援事業所</u>の職員としての養育又は業務を著しく怠ること。</p> <p>(4)および(5) (略)</p> <p>第15条および第16条 (略)</p> <p>(規程)</p> <p>第17条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 利用定員</p> <p>(7) 乳児等通園支援事業の利用の開始および終了に関する事項<u>その他の</u>利用に当たっての留意事項</p> <p>(8)～(11) (略)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>(秘密保持等)</p> <p>第19条 <u>乳児等通園支援事業所</u>の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>2 乳児等通園支援事業者は、<u>乳児等通園支援事業所</u>の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>第20条 (略)</p> <p>第2章 乳児等通園支援事業</p> <p>第1節 通則</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>目次 (略)</p> <p>第1条～第10条 (略)</p> <p>(職員の知識および技能の向上等)</p> <p>第11条 <u>乳児等通園支援事業者</u>の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識および技能の修得、維持および向上に努めなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>第12条および第13条 (略)</p> <p>(虐待等の禁止)</p> <p>第14条 <u>乳児等通園支援事業者</u>の職員は、利用乳幼児に対し、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1)および(2) (略)</p> <p>(3) 利用乳幼児の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、他の利用乳幼児による前2号又は次号に掲げる行為の放置その他の<u>乳児等通園支援事業者</u>の職員としての養育又は業務を著しく怠ること。</p> <p>(4)および(5) (略)</p> <p>第15条および第16条 (略)</p> <p>(規程)</p> <p>第17条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>乳児又は幼児の区分ごとの</u>利用定員</p> <p>(7) 乳児等通園支援事業の利用の開始および終了に関する事項<u>ならびに</u>利用に当たっての留意事項</p> <p>(8)～(11) (略)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>(秘密保持等)</p> <p>第19条 <u>乳児等通園支援事業者</u>の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>2 乳児等通園支援事業者は、<u>当該乳児等通園支援事業者</u>の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>第20条 (略)</p> <p>第2章 乳児等通園支援事業</p> <p>第1節 通則</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 (略)</p>

<p>3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等をいい、居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）が当該施設又は事業に係る利用定員（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項又は第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。）の総数に満たない場合であつて、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。</p> <p>第2節 一般型乳児等通園支援事業</p> <p>第22条および第23条 （略）</p> <p>（設備および職員の基準の特例）</p> <p><u>第23条の2 子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する特例保育を行う事業者が、当該特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、前2条の規定は適用しない。</u></p> <p>第24条～第26条 （略）</p> <p>（準用）</p> <p>第27条 第24条および第25条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。</p> <p>第3章 雑則</p> <p>（電磁的記録）</p> <p>第28条 乳児等通園支援事業者およびその<u>乳児等通園支援事業所の職員</u>は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</p> <p>以下 （略）</p>	<p>3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等をいい、居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）が当該施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であつて、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。</p> <p>第2節 一般型乳児等通園支援事業</p> <p>第22条および第23条 （略）</p> <p>第24条～第26条 （略）</p> <p>（準用）</p> <p>第27条 第24条および第25条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。<u>この場合において、これらの規定中「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは、「余裕活用型乳児等通園支援事業」とする。</u></p> <p>第3章 雑則</p> <p>（電磁的記録）</p> <p>第28条 乳児等通園支援事業者およびその<u>職員</u>は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</p> <p>以下 （略）</p>
--	--

秋田市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>第1条 (略) (過料)</p> <p>第2条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の過料に処する。</p> <p>(1) 正当な理由なしに、法第10条の5もしくは第13条(法第30条の3および第30条の13において準用する場合を含む。)の規定による報告もしくは物件の提出もしくは提示をせず、もしくは虚偽の報告もしくは虚偽の物件の提出もしくは提示をし、又はこれらの規定による当該職員の質問に対し、答弁せず、もしくは虚偽の答弁をした者</p> <p>(2) 正当な理由なしに、法第14条第1項(法第30条の3および第30条の13において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定による報告もしくは物件の提出もしくは提示をせず、もしくは虚偽の報告もしくは虚偽の物件の提出もしくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対し、答弁せず、もしくは虚偽の答弁をし、もしくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、もしくは忌避した者</p> <p>(3) 法第23条第2項もしくは第4項、第24条第2項又は第30条の18第2項の規定による支給認定証又は乳児等支援支給認定証の提出又は返還を求められてこれに応じない者</p> <p>第3条 (略)</p>	<p>第1条 (略) (過料)</p> <p>第2条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の過料に処する。</p> <p>(1) 正当な理由なしに、法第10条の5もしくは第13条(法第30条の3において準用する場合を含む。)の規定による報告もしくは物件の提出もしくは提示をせず、もしくは虚偽の報告もしくは虚偽の物件の提出もしくは提示をし、又はこれらの規定による当該職員の質問に対し、答弁せず、もしくは虚偽の答弁をした者</p> <p>(2) 正当な理由なしに、法第14条第1項(法第30条の3において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定による報告もしくは物件の提出もしくは提示をせず、もしくは虚偽の報告もしくは虚偽の物件の提出もしくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対し、答弁せず、もしくは虚偽の答弁をし、もしくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、もしくは忌避した者</p> <p>(3) 法第23条第2項もしくは第4項又は第24条第2項の規定による支給認定証の提出又は返還を求められてこれに応じない者</p> <p>第3条 (略)</p>

(仮称)秋田市こども計画(修正案)について

(仮称)秋田市こども計画について、秋田市子ども・子育て会議、パブリックコメントおよび市民100人会における意見を踏まえ、修正案を取りまとめた。

1 子ども・子育て会議における主な意見

- ・基本理念中の「夢に向かって」という、将来の目標に向かうことを前提とされるのは、こどもがストレスに感じる。
- ・基本理念中の「心豊かで希望に満ちた」の主語が「こども」であることを分かりやすく表現できないか。
- ・架け橋期の教育は、小学校の学習スタイルへの行動面での適応指導に集中しているように見える。幼児期、学童期は連続してつながっていくものであり、双方がこどもたちの育ちにおいて重要であることを念頭に進める必要がある。
- ・休日保育や延長保育等を進めていくためには、保育士の確保や賃金について検討していく必要がある。
- ・こども食堂と同様に、フリースクールに対しても安定的な運営ができるよう支援を検討してほしい。
- ・インクルーシブの考えにもつながるが、障がい者ではない人たちが障がい者(児)と関わる機会が少ないことが問題意識を抱かない要因になっていると思う。
- ・大人がいない場所でこどもが自由に遊ぶことができる場は大事であり、昔と比べて公園に遊具が少なくなったのは残念である。
- ・天気が悪い時などに利用できるこどもの遊び場をととてもありがたく思う保護者は多いと思う。
- ・共働きの子育て世帯に対する取組は、国や県が実施する様々な制度も活用しながら充実を図っていただきたい。
- ・男性の育児休業取得について、企業ではだいぶ環境が整ってきたが、同僚の理解はあまり進んでいないという実感がある。
- ・母親だけに子育ての負担がかからないように、父親が講座等に参加し「秋田市では男性も積極的に子育てに参加している」というアピールができるようになると素敵だなと思う。

2 意見聴取(パブリックコメントおよび市民100人会)

(1) 実施期間

令和7年12月17日から令和8年1月16日まで

(2) 案に対する意見

ア 件数 10件（9名）

イ 主な意見

- ・核家族が増えてきているので、父親に育児休業を取ってもらわなければ、母親だけでは子育てができないと思う。
- ・育児を頑張っている母親は、買物や掃除、困ったことを頼めるヘルパーさんがいると本当に助かると思う。
- ・小中学生の意見を見ると、予約などをすることなく、気軽に友達同士だけで集まることができる場所が求められていると思う。
- ・各学校・学年で「こどもの権利」を学ぶ授業を行うことや教職員の研修に含めるなど、積極的な人権教育を行うべきではないか。
- ・秋田の教育現場にも、多様性を認め合い、誰もが安心して通える魅力ある学校づくりが必要。そのため、忙しすぎる学校現場にゆとりをつくることや、地域が学校を応援できるような仕組みづくりなどができないか。

3 案の主な修正

意見を踏まえ、案を次のとおり修正する。

頁	意見要旨	対応
P23	基本理念中の「夢に向かって」という、将来の目標に向かうことを前提とされるのは、こどもがストレスに感じる。 「心豊かで希望に満ちた」の主語が「こども」であることを分かりやすく表現できないか。	次のとおり、基本理念を修正する。 「すべてのこども・若者が、 心豊かで健やかに成長し、 自分らしく輝けるまち」

4 今後の予定

- ・個別の取組・事業を取りまとめ、最終調整のうえ3月末までに策定し、公表する。
- ・令和8年度から本計画に基づき、本市のこども・若者施策およびこどもの貧困対策を総合的に推進する。

小規模保育事業所の事業廃止に伴う対応について

1 経緯

秋田市が認可している小規模保育事業所が、破産申し立てに伴い、令和7年5月10日付けで事業を廃止した。

【事業所概要】

事業所名	もりのらくえん（個人事業主、平成30年4月1日開設）
所在地	秋田市桜三丁目9番2号
定員数	19人（R7.5.1現在）
在籍児童数	7人（R7.5.1現在。1歳児4人、2歳児3人）
職員数	8人（R7.5.1現在）

2 在籍児童への対応

- ・ 子ども育成課職員が、5月10日に開催された保護者説明会に出席し、転園手続等について説明した。
- ・ 5月15日に在籍児童7人全員の転園を決定し、5月19日までに転園が完了。転園までの期間は、一時預かりで対応した。

3 支払済給付費の状況

当該園へ支払済の給付費のうち、職員への支払いを条件としている処遇改善等加算および人事院勧告を反映した公定価格改定分の差額について、一部未払いが生じており、職員への支給を指導していたが、事業廃止に伴い、次のとおり未払い額が残っている。

なお、当該未払い額の取扱いについて、5月16日から国（こども家庭庁）に照会しているが、現時点で回答は得られていない。

※R8.2.6時点

（単位：円）

項目	給付費支払済額 (A)	職員への支払済額 (B)	未払い額 (A-B)
①令和4年度人勧差額	390,720	244,048	146,672
②令和6年度人勧差額	2,394,330	55,115	2,339,215
③令和5年度処遇改善等加算 I	1,984,000	1,355,428	628,572
④令和6年度処遇改善等加算 I	1,897,000	739,964	1,157,036
合計	6,666,050	2,394,555	4,271,495

また、令和7年度給付費について一部支給額が生じており、この取扱いについても同様に国に照会中である。

（単位：円）

令和7年4月給付費 精算額 (C)	令和7年5月給付費 精算額(日割) (D)	令和7年度人勧差額 (E)	支給額 (C+D+E)
▲ 282,100	247,780	49,650	15,330

4 今後の対応

国からの回答があり次第、必要となる精算等の手続きを行うとともに、国、県への返還を要することとなった場合には、改めて議会へ報告する。

ヤングケアラーに関する実態調査の結果について

1 趣旨

令和6年6月に「子ども・若者育成支援推進法」が改正され、関係機関は、ヤングケアラーに対し必要な支援が早期かつ円滑に行われるよう努めることとされた。このことを受け、ヤングケアラー自身の気づきを促すとともに、支援が必要な者を早期に発見するため、実態調査を実施した。なお、同様の調査は令和4年度にも実施している。

2 調査概要

(1) 対象者

市立中学校、市立高等学校および美大附属高等学院の全生徒

(2) 調査方法

生徒に配布されているタブレット端末を活用したアンケート調査

(3) 調査内容

- ・大人に代わってしている家事や労働、世話の内容および頻度
- ・家事や労働、世話をすることによる影響
- ・必要としている支援 など

(4) 調査の流れ

7月 アンケート調査
8月～9月 ヤングケアラーの疑いがある生徒を抽出し、学校に送付
10月～ 各校へ訪問し生徒の状況を学校から確認（11月末まで）
支援が必要な生徒を市が受理し対応

<抽出基準>

大人に代わって家事や労働、世話をしている者のうち、それによる影響がある又は学校や周りの大人に助けてほしいこと、必要としている支援に回答がある者（令和6年6月こども家庭庁通知等参考）

3 調査結果と対応状況

(1) 調査結果

	対象者数(人)	回答数(人)	回答率	ヤングケアラー 疑いの生徒数(人)	割合
中学校	6,316	5,679	89.9%	423	7.4%
高校・美大附	913	818	89.6%	35	4.3%
計	7,229	6,497	89.9%	458	7.0%

(2) 対応状況

- ・このうち3名（中学校1名 高校2名）をヤングケアラー（要支援児童）として受理し、要保護児童対策地域協議会を活用しながら対応している。
- ・そのほかの生徒に対しては、学校において見守りを継続し、必要に応じて情報提供してもらうこととしている。

4 今後の予定

- ・調査結果について、秋田市ホームページで公表する。
- ・令和8年度以降も同様の調査を実施する予定である。